

[論 説]

ウェーバー理論と隨伴的結果

池 内 秀 己

The concept of "associated consequences" proposed by Professor Mito is essential for us to discuss to the environmental problem. Some social scientists such as Max Weber and C.I.Barnard also referred to this concept in some forms before. This paper focuses upon Max Weber's methodology and sociology from the view point of associated consequences. Though Weber never use this term itself, the concept is of great significance in his works. We may define Weber's works as the sociology of associated consequences.

I. 問題提起

『隨伴的結果－管理の革命－』(1994)において、目的的結果のみを問題とし、それに関わる限りで環境を捉え、組織の変革や目的達成の戦略を論じてきた従来の単眼的管理に対して、目的的結果と同時に隨伴的結果を積極的に捉え、両者を等しく注視し配慮する複眼的結果の必要性を提唱したのは三戸公教授である。隨伴的結果をめぐる三戸教授の問題提起は以下のようなものである。

人間は何らかの動機に基づいて特定の目的を選択し、その達成のために意思的な行動をする。その目的は達成されることも、されないこともあるが、これに関わる結果を目的的結果という。だが、人間の行為は目的的結果と同時に、当初は意図しなかった結果、求めなかつた結果を必然的に生み出す。これを隨伴的結果という。隨伴的結果は、些細なものか重要なものか、好ましいものか不満足なものか、予測できるものかできないものかに分類される。これらのうち、些細なものなら無視して構わないし、好ましい隨伴的結果なら歓迎もされる。たが大量生産様式の進展に伴う地球環境破壊等はきわめて重大な隨伴的結果であり、無視してすむものではない。

隨伴的結果は行為の当事者だけでなく、第三者にも作用・影響をおよぼす。そして行為の規模が大きくなり、目的的結果が大きくなるほど、隨伴的結果も大きくなる。その意味で、組織行為が生み出す隨伴的結果は、個人のそれと比べ極めて大きい。個人行為が基本的に一回生起的なものであり、個人の欲求・欲望の範囲内にとどまるのに対して、組織行為の場合、連続的・

継続的であり、際限がなく、さまざまな技術（ソフトとハード）に支えられているからである。

だが、組織にとっての随伴的結果は、組織の存続にプラスかマイナスかという観点で捉えられるにすぎない。たとえば、企業の廃棄物の処理や廃棄でどれほど大きな被害を周囲にもたらしても、それが何らかのかたちで抗議や損害賠償を申し込まれたり、活動の中止を求められるなど、当該企業の存立に何らかの形でマイナス的な影響を及ぼしていると捉えられない限り、些細なものとして無視される。しかも目的的結果が予め計画され、また計画どおりに目的が達成されたかを正確に把握・測定されるものであるのに対して、随伴的結果は正確に把握されることはないし、またできない。その上、目的的結果が限定的なものであるのに対して、随伴的結果は無限定的にどこまでも波及的に引き起こされる。現代社会が直面した地球規模の環境破壊はその典型である⁽¹⁾。

地球規模の環境破壊の進展という状況の中で企業や組織・管理のあり方を論じようとする時、三戸教授の以上のような問題提起の持つ意義は大きい⁽²⁾。だが、三戸教授以前にも、何らかの形で随伴的結果の問題に注目し、言及した先駆者がいなかったわけではない。バーナードがそのひとりであり⁽³⁾、マックス・ウェーバーもそれに先立って、今世紀の初頭に早くも、人間の目的的行為における機能性の追求が、組織による随伴的結果をもたらす問題を巡っての優れた洞察を示していた。しかし、ウェーバーの提起した組織ないし管理における目的的結果と随伴的結果の相即的把握の問題は、必ずしもそれ自体積極的に論じられ、発展させられたとは言い難い。三戸教授の指摘にもあるように、むしろマートン、グールドナーからサイモン、マチ＝サイモンに至るウェーバーリアン、ネオ・ウェーバーリアンによって、この問題は解消の方向に向けられ、もっぱら目的的意思決定の追求、合目的的組織の形成のための理論構築が目指されたと言って良い⁽⁴⁾⁽⁵⁾。本稿では目的的結果と随伴的結果の論理をウェーバー自身の論理に即して再把握する準備作業として、ウェーバー理論において随伴的結果がどのように論じられているかを略述していきたい。

II. ウェーバーの社会科学方法論と随伴的結果

ウェーバーは、後にバーナードが行為の有効性と能率についての理論化を試みたのとは違つて、随伴的結果それ自体に対して特別な概念を設定して、その意義を強調することはなかった。だが、それはウェーバーがこの問題を看過したことを意味するものではない。むしろ随伴的結果への洞察がなければ、ウェーバーの社会科学方法論も社会学の諸業績も、現在残されているものとは大きく異なっていたであろう。

ウェーバーは1987年に始まる強度の神経症疾患による研究生活の空白以後、初期とは明確に一線を画す独自の方法と視角による社会学の理論を展開した。社会科学方法論は、病気回復以後の後期ウェーバーが新しく切り拓いた研究領域のひとつであり、その嚆矢となったのが、「ロッシャーとクニース」⁽⁶⁾ (1903-1906), 「社会学および社会政策の認識の<客觀性>」⁽⁷⁾ (1904), 「文化科学の論理の領域における批判的研究」⁽⁸⁾ (1906) という相互に関連した三つの論文であった。これらのうち第二の「客觀性」論文は「ロッシャーとクニース」よりも先に執筆が終了しており、ウェーバーの方法論上の結論が積極的に展開されている点でとりわけ重要であるが、我々が隨伴的結果と呼ぶ問題が早くもここで論じられていることは注目に値する。

この論文の第二部では「理念型」の問題が扱われているが、それに先立つ第一部の主題は経験的知識と価値判断の区別と連関の問題であり、そこでは理想や価値判断に対する科学的批判の意味が問われるとともに、「価値自由」の問題も展開されている。(ただし、価値自由はまだ、概念としては積極的に展開されていない)。人間の目的的行為が隨伴的結果を伴うことを自明のこととして論じているのは、この第一部においてである。しかもそれは、価値判断への積極的な批判を社会科学の最も本質的な課題のひとつであるとするウェーバーの主題を理解する上で看過し得ないものである⁽⁹⁾。

周知のように、「客觀性」論文においてウェーバーが主張しているのは、経験的知識と価値判断の区別、ザイエンデとゾルレンデの峻別であるが、それは科学が事実認識のみに関わり、価値判断はその射程外におくべきであることを意味するものではない。むしろ価値判断を積極的に科学的な考察ないし批判の対象とすべきことがウェーバーの主張である。ここでウェーバーは「隨伴的結果」という言葉は使っていない。だが科学の職分に対するウェーバーの所説を注意深く検討すれば、この問題が彼の議論において重要な意味を有することが了解されるであろう。ウェーバーが価値判断の積極的な考察・批判を科学の最も重要な課題としたのは、第一に、人間の目的的行為は「意欲せざる結果」(我々の問題とする隨伴的結果)を必然的に伴うものであるということ、第二に、各々の結果の背後には何らかの価値理念が存在していること、第三に他者の行為や意欲に対する評価は、いずれも自分の世界観からする批判、つまり自分の理念と他者の理念の闘争に基づくものでなければ意味を持たないということによる。各人の価値理念は、それぞれ妥当することを求めるものであり、これをめぐって他者の価値理念との闘争が繰り広げられるものである。隨伴的結果が生じず、意図した目的の達成・不達成のみが問題になるのなら、あるいは価値理念がそれぞれ妥当することを求めるものではなく、それらをめぐっての闘争もないのなら、行為における目的と手段の秤量は単に技術的なものとしかなり得ないであろう。隨伴的結果への考察が、科学の職分論におけるウェーバーの主張の基礎

となっているのである⁽¹⁰⁾。

こうした価値判断の科学的批判と随伴的結果の問題は、さらに後年の「社会学および経済学の<価値自由>の意味」⁽¹¹⁾（1917—18）においても、また「職業としての学問」⁽¹²⁾（1919）の中で科学の職分論を再度展開する際にも繰り返し論じられることになる。『経済と社会』第一部（1921—22）の範疇論として位置づけられた「社会学の基礎概念」⁽¹³⁾において、「目的合理的行為」が単に所与の目的に対する手段の整合性のみに指向するものとしては概念規定されていないのも、随伴的結果への認識の故である。

III. ウェーバーの社会学と随伴的結果

さらにウェーバーの社会学それ自身にも、随伴的結果の社会学ともいるべき側面が認められる。ウェーバーは歴史の展開を理念と利害状況のダイナミズムとして捉えているが、理念が現世において当初の意図とは逆の作用をなすパラドックスはしばしば指摘されているところである。特殊西欧的な合理主義の解明を主題とした『世界宗教の経済倫理』⁽¹⁴⁾（1916—21）は、全体としてこうした問題に関わるものである。とりわけ、プロテイタンティズムの世俗内的禁欲が、その意図と反して資本主義の精神との間に親和性を持ち、結果として近代資本主義の性格を規定したというパラドックスを論じた「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の<精神>」⁽¹⁵⁾（1904—05）はその典型といえよう。この論文の主題は、キリスト教的禁欲から職業観念を基礎とする合理的生活態度が生まれたことの論証である。神の道具として永遠の救済を確証しようとするカルヴァニズムの組織的生活態度・世俗内的禁欲の生活態度と、労働の合理的な規律化と営利の無限の追求を目指す資本主義の精神との類縁関係を解明することによって、近代資本主義の成立をエースの側面から究明しようとするウェーバーが重視したのは、プロテスタンティズムが呪術的なものを打ち破ることによって合理化への途を切り拓いたことであった。ここでは、プロテンタンティズムがなければ（資本主義は生まれていなかったというのではなくて）、近代資本主義の性格と歴史は現存のものと本質的に異なっていたであろうという観点から、資本主義の精神とプロテスタンティズムの倫理の因果関係が追求されている。そして、カルヴァニズムの観点からいえば、結果的に近代資本主義の性格を規定したことはまさに随伴的結果にほかならない。しかも近代資本主義の進展がプロテスタンティズムの倫理の存在基盤を消失せしめたという逆説すら、そこには認められるのである⁽¹⁶⁾。

さらに『世界宗教の経済倫理』の「序論」や「中間考察」で示された合理化過程の問題、すなわち合理化の多様性や多義的な性格、様々な文化領域において成立する合理化相互間の緊張

ウェーバー理論と隨伴的結果

関係や衝突・反発も、隨伴的結果への洞察から論じられた問題である⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。ここでは、普遍的合理化の契機としての宗教の問題がひとつの主題となっているが、近代西欧に見られる合理化が普遍的合理化としての性格を持つのに対して、儒教やヒンズー教がもたらした合理化は特定領域にとどまるものであった。ウェーバーによれば、儒教はピュウリタニズムに匹敵する合理性を持ちながらも、呪術の園を放置するものであるために普遍的合理化過程を進展させることはなかった。仏教・ヒンズー教は、呪術を追放する性格を持ちながら、その知識人的性格から民衆を信徒として惹きつけるために呪術を温存した。これに対して古代ユダヤ教・キリスト教は呪術からの解放を実現したが、合理化過程の進展という観点から言えば、宗教という非合理的なものが普遍的合理化を推進したのであり、さらにはその結果として、自らは消滅の危機にさらされるという隨伴的結果がウェーバーによって描かれている。

さて、本稿の冒頭で述べたように、機能性の追求による抑圧性の深化拡大という隨伴的結果論の論議が、「支配の諸類型」「支配の社会学」⁽¹⁹⁾(1921),「新秩序 ドイツの議会と政府」⁽²⁰⁾(1918)等において展開された官僚制論に含まれていることは、すでに三戸教授の指摘するところであった。ウェーバーの官僚制論は、その全体が隨伴的結果論と言ってよい。例えば官僚制と民主制は二つの局面でアンビバレンツな関係にある。民主制は一方で、権利の平等の要請とヘルの恣意に対する権利の保証の要求から、家産制的支配における自由裁量を排斥し、行政的形式的・合理的な没主觀性（ザッハリッヒカイト）を要求する。だが、民主制における実質的正義のエーストスは官僚制的行政の形式主義・規則中心主義と衝突する。理性的に要求されたものが感情的には拒否されるのであり、この局面では民主制が官僚制を拒否することとなる。

他方、官僚制化の進展は、専門的な知識・資格を備えた要員を大量に確保する要請から経済的・社会的な平準化、すなわち行政担当における経済的・社会的差別の意識の減少を必要とする。その意味で、官僚制化はとりわけ近代の大衆民主主義の隨伴物であり、民主制の成立・発展が官僚制化の進展を培うのである。だが民主制は権利の平等の要請から社会的水準化を推進しながら、他方では閉鎖的な官僚身分の発展の阻止と世論の影響範囲の拡大のために支配権力を極小化しようとして官僚制と衝突する。民主制と官僚制は矛盾するのである。民主化による社会的水準化は、結局のところ被支配者集団の水準化に終わる⁽²¹⁾。こうしたパラドキシカルな関係は官僚制化と資本主義の間にも見られるものである。

もちろん、官僚制化の進展をめぐる最大の隨伴的結果が機能性と抑圧性のアンビバレンツな関係であり、「純技術的に優れた合理的な職務遂行を至上のものとするなら、人間は古代エジプトの民のように官僚制への隸従に順応せざるを得ない」というウェーバーの慨嘆も、こうした論脈で語られていることは論を俟たない。「プロテスタンティズムの倫理と資本主義のく精

神>」を締め括る「精神なき専門人、心情なき享楽人、これらのどうしようもないニヒツは、自分たちが人類のかつて到達しなかった段階に昇り得たと自惚れるであろう」という予言も、同様の論脈で論じられるべきであろうことは言うまでもないであろう⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾。

V. むすび

本稿は、ウェーバーにおける随伴的結果論の一端をとりあえず素描したものである。ウェーバーにおいては、随伴的結果は特別な概念としては設定されてはいない。しかしそれは、彼がこの問題を看過ないし軽視していたことを意味するものではない。むしろ、人間の目的的行為が随伴的結果を生むことは自明のものとして捉えられており、そうした認識がウェーバー理論の重要な基礎をなしているといってよい。ウェーバー理論は随伴的結果の社会学ともいい得る性格を持っているのである。

だが、本稿ではウェーバーの随伴的結果論の全貌を取り上げたわけではない。また社会科学方法論における随伴的結果の問題と社会学の諸業績に見られるそれとの関係も必ずしも自明のものではない。ウェーバー理論の全体において、随伴的結果がどのように論じられているか、目的的結果と随伴的結果がいかなる論理をもつものとして捉えられているかを解明することは、本稿の問題提起において述べた複眼的管理論を展開する上で大きな意義を持つであろう。さらに検討を続けたい⁽²⁵⁾。

注

- (1) 三戸公『随伴的結果－管理の革命－』文眞堂 1994年。『管理とは何か－ティラー・フォレット・バーナード・ドラッカーを超えて－』文眞堂, 2002年。また、随伴的結果論の観点から管理論の展開を論じたものに「管理論の展開－官僚制・随伴的結果論の文脈において」『現代の学としての経営学』文眞堂選書, 1997年がある。
- (2) 随伴的結果論の観点から地球環境問題を論じたものとして、三戸公・佐藤慶幸編著『環境破壊 社会科学の応答』文眞堂, 1995年がある。
- (3) 社会科学において「求めざる結果」を積極的に理論化しようとした先駆的な試みのひとつとしてバーナードの「有効性と能率」の概念の意義を指摘したのは、三戸公「経営学の転生を求めて」「人間、その行動バーナードの全人仮説」(前掲『現代の学としての経営学』所収。初出は1971年, 1973年)である。三戸教授はバーナードの概念の意義を評価した上で不十分なものとみなし、ここから自らの随伴的結果論を着想している。前掲『随伴的結果』、及び『管理とは何か』
- (4) 前掲「管理論の展開」、及び池内秀己「『オーガニゼーションズ』とウェーバー官僚制論」九州産業大学『商経論叢』第27巻第1号, 1986年
- (5) 「官僚制装置が、これまた個々のケースに適合した処置を阻むような一定の障害を生み出す可能性があるし、また事実生み出しているのであるが、この点についてはここで議論する限りではない」(『支配の社会学』

ウェーバー理論と随伴的結果

世良晃志郎訳、創文社92頁)。合理的な官僚制が、現実には非能率性や硬直性、具体的には規則一点張り、文書主義、縛張り主義、形式主義、先例主義、組織の肥大化などの官僚主義ととわれる側面を持つことはよく知られている。マートンやグールドナーは、これを官僚制の逆機能性として理論化している。「生きた機械」のような没主觀性・即対象性を求められながら、現実の人間が個人的感情や利害から逃れられないことから生じるのが逆機能性である。ウェーバーは官僚制論の先駆者として評価されながら、一般的には逆機能性の問題を看過しているといわれる。だが、ウェーバーはこの問題を知らなかつたのではなく、知りながら論じなかつた。官僚制における機能性と抑圧性のパラドックスこそが、彼にとって重要な問題だったからである。官僚制においては、合理性・機能性が追求されればされるほど、抑圧性も増大する。それゆえ、「比類なく合理的な形で、そして合理的なるが故に逃れられぬ形で」とウェーバーは嘆き、「まさに最も良き官僚制は、最も抑圧的で、最も耐え難い官僚制である」とミヘルスは論じるのである。

- (6) M. ウェーバー(松井秀親訳)『ロッシャーとクニース』未来社、1988年
- (7) M. ウェーバー(富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳)『社会科学と社会政策にかかる認識の「客觀性」』岩波文庫、1998年
- (8) M. ウェーバー(祇園寺則夫・祇園寺信彦訳)『歴史学の方法』講談社学術文庫、1998年
- (9) 科学的認識の客觀性を論じる際に、経験的な知識と価値判断の区別を主張しながらも、価値判断の積極的な考察・批判を科学の最も重要な課題のひとつとしたウェーバーとは逆に、価値判断を科学的な分析・批判の対象から除外したのはサイモンである。

サイモンの理論は、かつてバーナード＝サイモン理論と連記されることが多かったように、バーナード理論の発展といわれていた時期があった。バーナードは管理の本質を意思決定ととらえ、目的達成のための環境適応に関する機会主義の理論を展開するとともに、リーダーシップにおける決定的な要因として道徳性の重要性を強調した。サイモンは、バーナードが到達した点から出発して、意思決定論を中心とした組織論・管理論を展開した。彼は『経営行動』において意思決定を人間の行為の中核ととらえ、意思決定の過程そのものを分析し、その合理性と限界を徹底的に解明することによって、管理論のさらなる展開をめざしたのである。

サイモンは、意思決定を「それ以上分析することは不可能な基本的単位」ではなく、「何らかの前提から結論を導き出す過程」ととらえている。この結論を導き出すための前提を意思決定前提という。意思決定前提は、善悪・倫理や行為の目的に関わる価値前提と、事実の認識や目的達成の手段に関わる事実前提に大別される。サイモンは、後者の事実前提をめぐって意思決定の科学の成立が可能となると論じるのである。

「管理の科学は、他の科学と同様に、純粹に事実的な叙述にのみ関係するものである。科学の本体のなかには、倫理的な主張がはいる余地はない。倫理的な叙述がある場合には、必ずそれは、事実的な部分と倫理的な部分の二つに分離されうる。そして科学と関係があるとすれば、それは事実的な部分のみなのである」
『経営行動』松田・高柳・二村訳、320頁)

価値前提・事実前提というとらえ方は、バーナードの意思決定論における道徳的側面と機会主義の側面の二者が、単純化・明確化されたものである。価値は善悪・倫理に関わる主觀的な問題であり、意思決定の不可欠の前提であるが、科学的な研究の対象からは除外される。これに対して、事実前提は真実か誤りか、正しいか間違っているかの検証を客觀的に行うことが可能であり、科学的に分析することができる。サイモンは、ここに意思決定の科学が成立しうると論じるのである。だが、バーナードはサイモンとは逆に、機会主義を重視しながらも、リーダーシップの本質としては道徳的側面をあげているし、ウェーバーも価値判断を科学的分析の重要な対象としているのである。

- (10) 「われわれの見解では、われわれを拘束する規範や理想をつきとめ、そこから実践のための処方箋を導き出すようなことは、断じて、経験科学の課題ではない…。

だが、この命題からは、いかなる帰結が引き出されるであろうか? 一見、価値判断とは、究極において特定の理想を基礎とし、それゆえ『主觀的な』起源に発するものであるから、そうした価値判断は、科学的

討論からおよそ排除されなければならない、との帰結が生ずるようにも思われよう。しかし、じつは、けっしてそうではない。…批判は、価値判断のまえでも立ち止まりはしない。問題はむしろ、理想や価値判断にかんする科学的批判とは、なにを意味し、なにを目的とするのか、という点にある。…

〔主観的に抱かれた〕意味をそなえた人間の行為につき、思考を凝らして、その究極の要素を抽出しようとすると、どんなばあいにもまず、そうした行為が『目的』と『手段』の範疇（カテゴリー）に結びついでいることが分かる。われわれがあるものを具体的に意欲するのは、『そのもの自体の価値のため』か、それとも、究極において意欲されたもの〔の実現〕に役立つ手段としてか、どちらかである。ところで、まず間違いなく、科学的考察の対象となりうるのは、〔1〕目的が与えられたばあい、〔考えられる〕手段が、どの程度〔その目的に〕適しているか、という問い合わせに答えることである。われわれは、（われわれの知識の、そのときどきの限度内で）いかなる手段が、ある考えられた目的を達成するのに適しているか、それとも適していないか、ある妥当性をもって確定することができる。だから、このようにすれば、採用可能な特定の手段で、ある特定の目的をおよそ達成できるかどうか、その客観的可能性〔シャンス〕がどの程度か、見積もることができる。ということはつまり、間接的には、当の目的を立てること自体をも、そのときどきの歴史的状況〔の知識〕に照らして〔採用可能な適合的手段が見いだせるから〕実践上意味があるとか、あるいは、与えられた事情に照らして〔採用可能な適合的手段が見当たらないから〕無意味である、というふうに批判できる、ということである。さらに、われわれは、〔2〕もし、ある考えられた目的を達成する可能性が与えられているように見えるばあい、そのさい必要とされる〔当の〕手段を〔現実に〕適用することが、あらゆる出来事のあらゆる連関〔にいやおうなく編入されること〕をとおして、もくまれた目的のありうべき達成のほかに、いかなる〔随伴〕結果をもたらすことになるかを、当然つねに、そのときどきのわれわれの知識の限度内においてではあるが、確定することができる。そうすることで、われわれは、行為者を助けて、かれの行為の意欲された結果と、意欲されなかつたこの〔随伴〕結果との〔相互〕秤量が、できるようにする。すなわち、われわれは、意欲された目的の達成が、予見できる出来事の連鎖を介して、他のいかなる価値を損なうことになるか、こうした形でなにを『犠牲にする』か、という問い合わせに答えることができる。大多数のばあい、もくまれた目的の追求はことごとく、この意味でなにかを犠牲にする、あるいは少なくとも犠牲にしうるから、責任をもって行為する人間の自己省察で、目的と結果との相互秤量を避けて通れるようなものはない。とすれば、こうした相互秤量を可能にすることこそ、われわれがこれまでに考察してきた〔科学にもとづく〕技術的批判の、もっとも本質的な機能のひとつである。ところで、この秤量自体に決着をつけること〔目的を探って犠牲を甘受するか、それとも、目的を断念して犠牲を避けるか、どちらかを選択すること〕は、もとより、もはや科学のよくなしうる任務ではなく、意欲する人間の課題である。そこでは、意欲する人間が、自分の良心と自分の個人的な世界觀とにしたがって、問題となっている諸価値を評価し、選択するのである。科学は、かれを助けて、あらゆる行為、したがって当然、事情によっては行為しないこともまた、それぞれの帰結において、特定の価値への加担を意味し、したがって通例一このことは、今日とかく誤認されがちであるが—他の諸価値にたいしては敵対することになる、という関係を、意識させることはできる。しかしも、選択をくだすのは、意欲する人間の課題である。

ところで、意欲する人間がこうした決断をくだささい、さらにわれわれが提供できるのは、〔3〕意欲されたものの意義にかんする知識である。われわれは、具体的な目的の根底にある、あるいはありうる『理念』を、まず開示し、論理的な連関をたどって展開することにより、かれが意欲し、選択する目的を、その連関と意義とに即して、かれに自覚させることができる。というのも、人間の文化生活にかんするあらゆる科学のもっとも本質的な任務のひとつは、いうまでもなく、こうした『理念』—そのために、現実に、あるいは想像の上で、闘いがなされてきたし、現に闘いがなされている『理念』—を解明して、精神的に理解させることである。この課題は、『経験的現実の思考による秩序づけ』という科学の限界を踏み越えるものではない。もっとも、こうした精神的価値の解明に用いられる手段は、普通の意味における『帰納』ではない。なるほど、この課題の少なくとも一部分は、普通、諸科学の分業関係のなかにあって特殊化されている専門的

ウェーバー理論と隨伴的結果

経済学から、その枠外にはみ出るであろう。このばあい、問題は、社会哲学の課題となる。しかし、理念の歴史の力は、社会生活の発展にとってきわめて強大であったし、いまなお強大であるから、われわれの雑誌はけつしてこの課題との取組みを避けず、むしろ、こうした取組の育成を、もっとも重要な義務のひとつに数えるであろう。

ところで、価値判断にかんする科学的な取扱いは、さらに進んで、〔4〕意欲された目的とその根底にある理想を、ただたんに理解させ、追体験させるだけでなく、とりわけ、それを批判的に『評価する』ことをも、教えるものでありたい。もとより、この批判は、たんに弁証法的な性格をもちうるにすぎない。つまり、この批判にできることといえば、歴史的に与えられた価値判断や理念のなかに素材を、形式論理的に評価すること、すなわち、意欲されたものが内面的に矛盾を含んでいてはならないという要請に照らして理想を吟味すること、にかぎられる。価値判断にかんする科学的取扱いは、こうした目的を立てることにより、意欲する者を助けて、かれの意欲内容の根底にある究極の公理、すなわち、かれが無意識のうちに最も出発点とし、あるいは一矛盾に陥らず、首尾一貫性を保つためには一出発点とせざるをえなかつたはずの究極の価値基準を、みずから反省させることができる。ところで、具体的な価値判断に表明されるこの究極の価値基準を〔当人に〕意識させることは、確かに、価値判断の科学的取扱いが、思弁の領域に踏み込まずになしうる最後のことである。価値判断をくだす主体が、この究極の価値基準を〔意識した上で〕表白すべきか否か、これは、かれ個人の内奥に属する事柄であり、かれの意欲と良心の問題であって、経験的知識の問題ではない。

経験科学は、なんびとにも、なにをなすべきかを教えることはできず、ただ、かれがなにをなしうるか、また一事情によっては一なにを意欲しているか、を教えられるにすぎない。われわれの科学の領域において、個人的な世界観が、通例、科学的論証のなかにもたえず入り込み、再三再四、科学的論証を混濁させること、すなわち、事実の純然たる因果関連を究明する領域においても、当の究明の結果が、個人的理想を実現する客観的可能性、つまりなにか特定のことを意欲する可能性を減らすか増やすかに応じて、〔当の因果連関の〕科学的論証にどの程度力点を置くか、も影響を受けるということ、このことは確かである。…さらにまた、われわれの行為を規定し、われわれの生活に意味と意義とを与える、あの『人格的』内奥の要素、すなわち最高かつ究極の価値判断が、まさにそれゆえ、われわれにとってなにか『客観的に』価値あるものと感得される、ということも確かである。じっさい、われわれが、こうした最高かつ究極の価値判断を主張できるのも、もっぱらそれが、われわれにとって妥当するもの、われわれの最高の生活価値から流れ出てくるもの、として現れ、そのようにして生活上の数々の抵抗と闘うなかで展開されるからこそ、である。確かに、『人格』の尊厳は、当の人格にとり、みずから生活をかかわらせる価値が存在する、ということに内包されている。…そして、たとえこの価値が、個々のばあい、もっぱら各自の個性の領域内部にあるとしても、当人が、かれのもうもうの関心事のうち、価値としての妥当を要求する、まさにそうした関心事のために『生き抜くこと』こそ、かれにとって、おのれの人格をかかわらせている理念として妥当するのである。いずれにせよ、価値判断を外に向かって主張する企ては、当の価値への信仰を前提とするばあいにのみ、意味をもつ。しかし、こうした価値の妥当を評価することは、信仰の問題であり、それとならんではおそらく、生活と世界の意味を求める思弁的な考察と解釈の課題であって、…経験科学の対象ではけつしてない。」前掲『社会科学と社会政策にかかる認識の「客観性」』（富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳）29-37頁

「立法その他の実践的提案を科学的に批判するさい、立法者の動機や、批判の対象とされる著述家の理想を、その意義において解明するには、かれの根底にある価値基準を他の価値基準と対決させ、そのさい最善の方法としては、もとより自分自身の価値基準と対決させることによって初めて、判然と理解できる形式にまでもたらされることが、きわめて多いからである。他人の意欲にたいする意味のある価値評価は、いずれも、自分自身の『世界観』からの批判、自分自身の理想を基礎とする他人の理想との闘いであるほかはない。それゆえ、個々のばあいに、実践的意欲の根底にある究極の価値公理をたんに確定し、科学的に分析するだけでなく、他の価値公理との関係において判然と理解しようとすれば、まさしく、他の価値公理との関係を叙述することによる『積極的』批判が、さけられないのである」同上47頁。

- (11) M. ウェーバー（松代和郎訳）『社会学および経済学の「価値自由」の意味』創文社, 1976年
(12) M. ウェーバー（尾高邦雄訳）『職業としての学問』岩波新書, 1980年
(13) M. ウェーバー（清水幾太郎訳）『社会学の根本概念』岩波文庫, 1972年
(14) 19世紀後半から20世紀初頭のヨーロッパ／キリスト教圏に生きたウェーバーの問題は「近代ヨーロッパとは何か」であった。ヨーロッパ文明を特徴づけるものを明らかにするためにウェーバーは、古代中国やイギリス、ヘブライ、中世ヨーロッパから、近代に至るまでの宗教・政治・経済・法、歴史、学問・芸術と幅広く研究し、その成果は人間の社会的行為・社会的関係を合理化の観点から論じる宗教社会学・法社会学・経済社会学・音楽社会学等に結実し『経済と社会』に収められた。宗教倫理と合理化の関係を論じた『世界宗教の経済倫理』を中心とする『宗教社会学論集』の「序言」では、彼の問題関心は次のように端的に述べられている。「いったい、どのような諸事情の連鎖が存在したために、他ならぬ西洋という地盤において、また、そこにおいてのみ、普遍的な意義と妥当性をもつような発展傾向をとる…文化的諸現象が姿を現すことになったのか。」

ウェーバーはヨーロッパ文明の特徴を、普遍的な意義と妥当性をもつ発展傾向と捉える。それは具体的には西欧で発展した合理的な科学・芸術・法であり、政治・経済のシステムであるが、数学的な基礎や合理的な実験・証明に基づく科学、合理的な体系や概念をもった国家論や法学、合理的な技法をもった音楽・建築・絵画、民主的な選挙制による議院内閣制、訓練された専門人による官僚制的な経営、合理的な資本計算に指向した資本主義的企業などはいずれも西欧に成立したものである。これらは何故、西欧でのみ生まれたのか。それはまた、いかなる運命を我々に強いいるのかを問うのが、ウェーバーの問題である。

ここで注意しなければならないのは、しばしば誤解されるように、彼は他の文明圏に対するヨーロッパの優位性を主張しているわけではないし、近代の合理主義文明を礼賛しているのでもないということである。むしろ、ウェーバーは合理化そのもの、近代化そのものを一方で肯定的に捉えながら、他方では懐疑の目を向けているのである。その点で彼は単なる近代主義者・進歩主義者ではない。合理化は近代社会の生活原理一般の性格だが、それは一方において人間行為の自由と責任の基礎をなすとともに、他方では、支配団体の合理的計量化・分業化の内部で人間を器具化するからである。経営学でウェーバーといえば、まず官僚制論が取り上げられるが、それもこうした論脈の中で理解されねばならない。

- (15) M. ウェーバー（大塚久雄訳）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫, 1989年
(16) M. ウェーバー（大塚・生松訳）「宗教社会学論集序言」「世界宗教の経済倫理序論」「中間考察」「儒教とピュウリタニズム」「宗教社会学論選」みすず書房, 1972年
(17) 「『合理主義』なる語は、…きわめてさまざまな意味に解することができる。…さらにまた、〔宗教・経済・技術・学問研究・教育・戦争・司法・行政などの〕領域のすべてにおいては、それぞれのさまざまな究極的観点ないし目標のもとに『合理化』が進行しうるのであるが、そのばあい、ひとつの観点からみて『合理的』であることがらが他の観点からみれば『非合理的』であることも可能なのである。それゆえ、合理化と一口に言っても、あらゆる文化圏にわたって、生の領域がさまざまに異なるに応じてきわめて多種多様の合理化が存在したことになるであろう」（『宗教社会学論集』「序言」大塚・生松訳, 22-23頁）

合理性という語は多義的である。科学的な証明や実験が合理的と呼ばれるのと同じように、神秘論的瞑想の合理化という語法があるが、これは学問の立場から見れば、きわめて非合理である。宗教・経済・政治・芸術など、それぞれの領域には、それぞれ異なった観点ないし目標に向けた合理化が進展し得るし、これらは互いに緊張関係に立つ。それ故、ウェーバーにとっては、歴史上、いかなる領域において、いずれの方向を目指した合理化がなされたかを明らかにすることが、研究上の課題とされた。だが、ウェーバーの更に重要な問題提起は、様々な合理性の間に緊張関係が存在するという一般的な可能性ではなくて、近代においては、特定の内容を持った合理化が著しく推し進められ、制度化することによって、深刻な非合理性が惹き起こされるという問題であった。国家や様々な経営体における官僚制の深化・拡大に伴う疎外・抑圧、資本計算に志向した資本主義的企業による市場支配や労働者支配がその例である。ウェーバーにおける形式合理性

ウェーバー理論と隨伴的結果

= 実質合理性の概念は、こうした特殊近代の合理性特有の性質を論じるものであるといえよう。

(18) 人間の行為は、いかなる目的や価値を目指すかによって、内容や方向性が違ってくる。とりわけ①目的合理的行為（目的達成のための合理的な手段の選択）と②価値合理的行為（自ら信仰する価値と、自己の思考・行動との一貫性）では、①結果を重視するか（行為は目的達成のための手段）か、②結果のいかんよりも行為そのもの（価値・心情の直接的具体化）の自己目的化を目指すかで正反対の方向性を持ち、両者の間にはしばしば大きな緊張関係が生じる。

合理性はまた、a) 特定の具体的な内容について現れるか、b) そのような限定を受けず、一般的・普遍的な意味で考えられるかにより、a) 実質合理性とb) 形式合理性に分けられる。前者では、合理性の度合いはそのつど一定の価値基準により判断される（その基準自身は多様である）。形式合理性は、法においては「抽象的・一般的な規則の体系」、経済においては経済行為に適用できる計算の度合をさす。要するに「計算可能性」がその内容であり、特定の目的・価値・社会集団を超えて適用可能な一般的手段という性格を持つ（例えば、企業成果の尺度としての利潤）。官僚制の合理性は、まさに形式合理的なものである。

だが、形式合理性の成立は現実には何らかの実質的な諸条件を前提としており、その意味で何ら中立的なものではなく、特定の価値や目的の実現を意味している。従って、形式合理性の追求は、別の価値・目的との葛藤=実質非合理性（例えば、市場における純粹な経済性の達成と、そのつどの倫理的・政治的な諸要求との衝突）を生むことになる。近代官僚制の機能性と抑圧性の問題が、その典型である。

(19) M. ウェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学 I』『II』創文社、1960年、1962年。『支配の諸類型』創文社、1976年

(20) M. ウェーバー（中村貞二・山田高生訳）「新秩序ドイツの議会と政府」『世界の大思想 ウェーバー 政治社会論集』河出書房新社、1973年

(21) 前掲『支配の社会学』世良訳、106-109頁

(22) 「純粹に官僚制的な行政…は、あらゆる経験に従して、精確性・恒常性・規律・厳格性・信頼性の点で、従って…計算可能性を備えている点で、また仕事の集約性と外延性の点で、さらにあらゆる任務に対して形式的には普遍的に適用できるという点で、純技術的に最高度の仕事を果たしうるまでに完成することが可能であり、これらすべての意味において、それは、支配の行使の形式的には最も合理的な形態である。かかる領域における『近代的な』団体形式の発展（国家、教会、軍隊、政党、経済的経営、利害関係者団体、社団、財團、その他何であれ）は、官僚制的行政の発展および不断の成長と、端的に同一のことなのである」「私立病院における官僚制も、慈善財團や修道会の経営する病院の官僚制も、原理的には同じものである。…資本主義的大経営も全くもって同様であって、その経営規模が大きければ大きいほどますますそうである。政党経営…や『将校』と呼ばれる特殊な軍事的官吏によって指導される・近代的な官僚制的軍隊もまた、右の諸例に劣らず官僚制的な現象である。」（『支配の諸類型』世良訳、26-27頁、21-22頁）

官僚制は、目的の合理的達成が求められるところ、大量の業務の迅速かつ継続的な遂行が求められるところに生まれてくる。古来、官僚制は国家が生まれ、行政が大きくなるに従って成立してきた。エジプト新王国や始皇帝以来の中国、帝政ローマ後期、中世以来のローマ・カトリック教会、ヨーロッパの絶対王政国家などがそれである。だが、現代では行政の分野だけでなく、生産・医療・軍事・福祉など、人間の社会的活動のあらゆる分野で官僚制が成立・深化・拡大している。その意味で、現代は普遍的官僚制化の時代といわれる。なかでも、現代大企業は官僚制の典型である。

「官僚制化は、専門的に訓練された・また不斷の実習によってますます自己を訓練しつつある職員に、個々の仕事を割当ることによって、純粹に即対照的な見地から行政における作業分割の原理を実行する最善の可能性を提供するものである。ここで『即対象的』な処理とは、何よりもまず、計算可能な規則にしたがって『相手方の人物のいかんを問うことなく』処理することを意味する。…しかしながら、近代の官僚制にとっては、『計算可能な規則』という第二の要素が、本来的に支配的な重要性をもっている。近代文化の特質、わけてもその技術的・経済的下部構造の特質は、正にこの・効果の『計算可能性』なるものを要求している。

完全な発展をとげた官僚制は、特殊な意味において、『怒りも興奮もなく』という原理の支配下にもあるわけである」(『支配の社会学』世良訳、93頁)

(23) 「生命のない機械は、気の抜けた魂である。機械の魂はまさしく気が抜けているという事実こそ、人間を仕事にかりたてる力、そして日常の労働生活を事実上工場でみられるように支配的に規定する力を、機械に与えているのである。生きている機械の魂もまた気の抜けた魂である。生きている機械の役を演じているのは、訓練をうけた専門的労働の特殊化、権限の区画、勤務規則および階層的に段階づけられた服従関係を伴っている官僚制組織である。この生きた機械は、あの死んだ機械と手を結んで未来の隸従の容器をつくり出す働きをしている。もしも、純技術的にすぐれた、すなわち合理的な官僚による行政と事務処理が、人間にとつて懸案諸問題解決方法を決定するさいの、唯一究極の価値であるとするならば、人間は、多分、いつの日いか、古代エジプトの土民のように、力なく隸従に順応せざるをえなくなるだろう」。(「新秩序ドイツの議会と政府」中村・山田訳、329頁)

ウェーバーは官僚制を「生きている機械」と表現し、職務を遂行する場合に、これほど正確性・迅速性・統一性・慎重性・明確性・客觀性を持っているものではないと論じている。官僚制が合理的に機能するためには、各職務担当者は、あたかも全体機械に対する部分機械・部分品のように、正確に職務を遂行することが必要とされる。ウェーバーが近代官僚制の特徴としてあげられているのは、①規則に基づく権限の行使と職務遂行、②非人格的な支配関係、③文書による命令・伝達・職務遂行、④専門化された職務遂行、専門的訓練・資格・試験制度、⑤公私の峻別・没主觀性、⑥審級制に基づく権限のヒエラルキー、⑦経営手段からの個人の分離であるが、こうした機能様式に基づいて行動する時、職務担当者は「生きている機械」としての合理性を獲得し、彼らの行為は「計算可能」なものとなる。彼らが依拠するのは「専門主義」と「没主觀主義」である。合理的な官僚制にとっては「怒りも興奮もなく」「人物のいかんを問わず、対象に即して」冷静・忠実に職務遂行することが合言葉となる。この時、愛や憎しみや一切の純個人的な感情的因素は、計算不能な非合理的要素として職務遂行から排除される。こうした事態を、ウェーバーは官僚制の「非人間化」と表現する。「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の〈精神〉」で言及されている「精神なき専門人」とは、官僚制の合理的・機能的な秩序に奉仕する人間であるが、当人たちの「自負」とは裏腹に、ウェーバーは彼らを「Nichts (無の者、どうしようもない者)」と否定している。

(24) ウェーバーは、ティラーの科学的管理を「経営の機械化と規律化との最終的帰結」と把握し、そこに産業における官僚制の成立を見た。近代的経営の経営規律は完全に合理的な基礎に基づいており、最高の収益性の実現という見地から、物的生産手段と個々の労働者の行為を、適当な計測手段により計算する。規律は多数の人間の服従を合理的に画一化せしめるが、それは内容的には、計画的に訓練された、精確な、一切の批判を無条件に排除するような命令の遂行と、それに対する内面的な志向への集中を意味する。このような規律は、合法的支配の純粹型である官僚制支配において、最高度のものとなる。規則に基づいて明確化された権限の行使が、目的合理的に組織された職務の体系のもとで、専門的訓練を受けた職務担当者によって没主觀的に行われるからである。ティラー・システムは、古き職長たちの勘と経験によって遂行されていた管理を企画部の支配下におき、現場作業を調査分析して課業を決定し、厳密な工程計画を立てて実施させるものであったが、その意味において、まさに工場における官僚制=ビューロクラシーの成立であるといつてい。ここにおいては、各職務の担い手の行為は最高度に計算可能な形で、すなわち形式合理的に行われることなる。

だが、ウェーバーは、官僚制は職務を合理的に遂行するものであると同時に、隸従の器・抑圧の器であると把握している。注(23)でも引用した「精神なき専門人、愛情なき享楽人」「目的合理的な職務遂行を至上のものとする限り、人類は官僚制の支配に隸従せざるを得ない」という彼の予言には管理の合理化が人間性の抑圧をもたらすという視点が明確に表明されている。ティラー・システムにおいては、それは管理の合理化・効率化にともなう労働強化、労働者の疎外・抑圧という形で社会問題となつた。科学的管理の規律のもとにおいては、人間の精神的・肉体的装置は、それ自身の有機的なリズムではなくて、機械や道具が要求

するリズムや筋肉的機能の計画的分割に適応せしめられる。「資本計算の最高度の形式合理性が労働者を企業家の支配のもとに隸属させることによってのみ可能となるというこの事実は、経済秩序のより特殊的な実質非合理性を示すものである」とウェーバーは論じている。これは管理における合理性と人間性をめぐる最も重要な問題提起のひとつといえよう。

(25) 本稿は、経営哲学学会第14回大会（帝塚山大学。統一論題テーマ：地球環境問題と経営哲学）において「M. ウェーバー理論と隨伴的結果」の論題で自由論題報告し、『経営哲学論集第14集』に掲載した「ウェーバー理論と隨伴的結果」に注を中心に加筆したものである。当日の報告については、村田晴夫教授より、次のようなコメントを頂いた。

「『M. ウェーバー理論と隨伴的結果』と題するこの報告は、まさしくウェーバー理論を『隨伴的結果』をキーワードとして読むとどう読めるか、ということをききて訴えかけるものであった。

『隨伴的結果』とは言うまでもなく三戸公教授の著書『隨伴的結果』（文眞堂、1994）によわって提示された言葉であり、目的的結果にたいして隨伴的に起こつくる諸結果をさしている。人間の行為は目的的行為である。目的にたいして理性的に行為するとき、人間はそれをよき結果に向かう道であると信じて行為するであろう。動機が善なれば、その動機から導かれる目的も善であると信じ、その結果に間違いがあろうとは、人は考えない。しかし、目的的結果だけではなく、隨伴的結果が伴うのだということ、そしてしばしばその隨伴的結果の方が無視できない重大な結果になるのだ、ということをこの本は積極的に語りかけている。だから管理は、目的一結果の単線的な思考に基づく管理ではなく、隨伴的結果をも視野に入れるような複眼的管理でなければならない、と三戸教授は指摘した。池内氏はこの三戸教授の隨伴的結果の指摘をさらにM. ウェーバーによって捉え直そうとする。なるほど、ウェーバーには隨伴的結果（予期せざる結果）にたいする配慮が随所に見られる。池内氏はまずウェーバーの方法論の諸論文においてそれを見いだす。たとえば『客觀性』論文（1904）の前半部、経験科学と実践、の中に氏はそれを見いだす。この読み方はいささか強引ではないか？ 第一印象ではそう思われる。だが、改めて氏の報告を聞くと、なるほどそうであると納得できてくる。だが、そうなるとかえって、同論文第2部『理念型』の方にもよりいっそう、隨伴的結果との関連性があるということになりはしないか？

果然、池内氏の読みはウェーバーの方法論以外の諸論文、たとえば『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』から後記の『世界宗教の経済倫理』までに及ぶ。そうして結論する、『ウェーバーの社会学は隨伴的結果の社会学である』と。ここが池内氏の報告のハイライトである。

ウェーバーの方法論において見出される特質が、方法論のハイライトである『理念型』において見出されないはずではなく、そこに見出されるものが、ウェーバーの社会学に現れないはずがない。かくて池内氏のウェーバーの読みは行き届いたものとなり、ひとつの整合性を持つにいたることになったのである。そこで氏は、再び三戸教授の視点『管理の問題』に帰らなければならない。もともと、それが三戸教授の提唱する『隨伴的結果』の趣旨であったし、ひるがえって客觀性を理念型において確立した理解社会学の提唱者ウェーバーにはそれは求められないからである。ここが池内論文の最大の困難な点である。それは今後の課題に持ち越されることになる。

最後に言っておきたい。三戸教授はその著書『隨伴的結果』あとがきで書いている、『隨伴的結果』の重要性を最初に思い知らせてくれたのはまさにM. ウェーバーであった、と。そして言う、『目的合理性とは非合理性なのだ』と。まさに、それは人間の有限な思量に基づく独善にすぎないのである。問題は結局ここに行き着く。池内氏の思慮もここに端を発するであろう。それゆえ、氏はふたたび管理の問題に戻らざるをえない。当日のフロアからの指摘もここにあった。しかしながら、池内氏のウェーバーにたいする新しい読み方はわれわれにいくつかのサジェスチョンを与えてくれたこと、そしてそこから新しい可能性をわれわれに喚起させてくれたこと、これもまた確かなことなのである」（村田晴夫「M. ウェーバー理論と隨伴的結果へのコメント」『経営哲学論集第14集』）。

ウェーバーの「客觀性」論文の第一部と隨伴的結果論との関連を強調する筆者に対して、村田教授はむし

ろ第二部の「理念型」の議論と隨伴的結果論の関連を重視される。なるほど、村田教授が言われるよう、
ウェーバーの方法論において見出される特徴が、彼の方法論の中核をなす理念型に現れないはずはないし、
そこに見出されるものが、さらにウェーバーの社会学に現れないはずはない。これらを相互に関連するもの
として論じることなくして、ウェーバーの隨伴的結果論に対する考察は十分なものとはならないであろう。
これについては、目下準備中の「ウェーバーの社会科学方法論と隨伴的結果」「ウェーバーの社会学と隨伴
的結果」（ともに仮題）において、更に論じたい。

○文献

- M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre* 3. Aufl., Tübingen 1968
- M. Weber, *Wissenschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomik*, III Abteilung, 5. revidierte Aufl., Tübingen 1976
- M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Neudruck, Tübingen 1963
- M. Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, 3. erneut vermehrte Aufl., Tübingen 1971
- M. ウェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学 I』『II』創文社, 1960年, 1962年
- M. ウェーバー（大塚・生松訳）「宗教社会学論集序言」「世界宗教の経済倫理序論」「中間考察」「儒教とピュウリタニズム」『宗教社会学論選』みすず書房, 1972年
- M. ウェーバー（清水幾太郎訳）『社会学の根本概念』岩波文庫, 1972年
- M. ウェーバー（中村貞二・山田高生訳）「新秩序ドイツの議会と政府」「世界の大思想 ウェーバー 政治社会論集』河出書房新社, 1973年
- M. ウェーバー（富永健一訳）「経済行為の社会学的基礎範疇」「世界の名著50 ウェーバー』中央公論社, 1975年
- M. ウェーバー（世良晃志郎訳）『支配の諸類型』創文社, 1976年
- M. ウェーバー（松代和郎訳）『社会学および経済学の「価値自由」の意味』創文社, 1976年
- M. ウェーバー（松井秀親訳）『ロッシャーとクニース』未来社, 1988年
- M. ウェーバー（富永祐治・立野保男訳, 折原浩補訳）『社会科学と社会政策にかかる認識の「客觀性」』岩波文庫, 1998年
- M. ウェーバー（祇園寺則夫・祇園寺信彦訳）『歴史学の方法』講談社学術文庫, 1998年
- M. ウェーバー（尾高邦雄訳）『職業としての学問』岩波新書, 1980年
- 大塚久雄編『マックス・ウェーバー研究』東京大学出版会, 1965年
- K. レーヴィット（柴田治三郎・脇圭平・安藤英治訳）『ウェーバーとマルクス』未来社, 1966年
- C.I. バーナード（山本安二郎・田杉競・飯野春樹訳）『経営者の役割』ダイヤモンド社, 1968年
- J. バウムガルテン（生松敬三訳）『マックス・ウェーバー：人と業績』福村書店, 1971年
- 三戸公『官僚制－現代の論理と倫理』未来社, 1973年
- A. ミッツマン（安藤英治訳）『鉄の檻 マックス・ウェーバー 一つの人間劇』創文社, 1975年
- 大塚久雄『社会科学における人間』岩波新書, 1977年
- J.G. マーチ & H.A. サイモン（土屋守章訳）『オーガニゼーションズ』ダイヤモンド社, 1977年
- 安藤英治編『ウェーバー プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』有斐閣新書, 1977年
- C. ペロー（佐藤慶幸訳）『現代組織論批判』早大出版部, 1978年
- 安藤英治『人類の知的遺産62 マックス・ウェーバー』講談社, 1979年
- H.A. サイモン（稻葉・倉井訳）『意思決定の科学』, 1979年
- W. シュルフター（嘉目克彦訳）『近代合理主義の成立』未来社, 1979年
- 折原浩『デュルケームとウェーバー』三一書房, 1981年

ウェーバー理論と隨伴的結果

- 池内秀己「ウェーバーにおける合理性の諸概念」慶應義塾大学『三田経済学研究』第33号, 1986年
- 池内秀己「『オーガニゼーションズ』とウェーバー官僚制論」九州産業大学『商経論叢』第27巻第1号, 1986年
- 池内秀己「管理と合理性」飯岡秀夫・宮本純男編『「近代」とその開削』清水弘文堂, 1987年
- 住谷一彦・小林純・山田正範『マックス=ウェーバー』清水書院, 1987年
- マリアンネ・ウェーバー(大久保和郎訳)『マックス・ウェーバー』みすず書房, 1987年
- R.ベンディクス(折原浩訳)『マックス・ウェーバー その学問の包括的一肖像』三一書房, 1987年
- 折原浩『マックス・ウェーバー基礎研究序説』未来社, 1988年
- 池内秀己「ウェーバー経済社会学の研究(1)」「(2)」「(3)」九州産業大学『商経論叢』第29巻第3号, 第4号, 第30巻第1号, 1989年
- H.A.サイモン(松田・高柳・二村訳)『経営行動』ダイヤモンド社, 1989年
- M.ウェーバー(大塚久雄訳)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』岩波文庫, 1989年。(梶山力訳, 安藤英治編)『同』未来社, 1994年
- 安藤英治『ウェーバー歴史社会学の出立』未来社, 1992年
- C.I.バーナード(飯野春樹・日本バーナード協会訳)『組織と管理』文眞堂, 1991年
- 山之内靖『ニーチェとウェーバー』未来社, 1993年
- 三戸公『隨伴的結果—管理の革命ー』文眞堂 1994年
- 徳永恵・厚東洋編『人間ウェーバー 人と政治と学問』有斐閣, 1995年
- 三戸公・佐藤慶幸編著『環境破壊 社会科学の応答』文眞堂, 1995年
- 山之内靖『マックス・ウェーバー入門』岩波新書, 1997年
- 三戸公『経営学の転生を求めて』「管理論の展開」「現代の学としての経営学』文眞堂選書, 1997年
- 山之内靖『マックス・ウェーバー入門』岩波新書, 1997年
- 三戸公『現代の学としての経営学』文眞堂選書, 1997年
- 三戸公『科学的管理の未来—マルクス・ウェーバーを超えてー』未来社, 2000年
- W.シュルフター(鈴木宗穂・山口浩訳)・折原浩『「経済と社会」再構成の新展開—ウェーバー研究の非神話化と「全集」のゆくえ』未来社, 2000年
- 池内秀己「管理論・組織論における合理性と隨伴的結果」九州産業大学経営学会『経営学論集』第11巻第2号, 2000年
- 池内秀己「管理論・組織論における合理性と人間性」経営学史学会編『組織管理研究の百年』文眞堂, 2001年
- 池内秀己「管理論・組織論における合理性と非合理性」日本経営学会『経営学論集72 21世紀経営学の課題と展望』千倉書房, 2002年
- 三戸公『管理とは何か—ティラー・フォレット・バーナード・ドラッカーを超えてー』文眞堂, 2002年
- 姜尚中『マックス・ウェーバーと近代』岩波現代文庫, 2003年
- 安藤英治『マックス・ウェーバー』講談社学術文庫, 2003年
- 長部日出雄『二十世紀を見抜いた男マックス・ウェーバー物語』新潮文庫, 2004年
- 折原浩『ウェーバー学の未来 「倫理」論文の読解から歴史・社会科学の方法会得へ』未来社, 2005年
- 牧野雅彦『マックス・ウェーバー入門』平凡社, 2006年
- 三戸浩・池内秀己・勝部伸夫『企業論 新版補訂版』有斐閣アルマ 2006年
- 池内秀己「M. ウェーバー」「H.A. サイモン」中野・貞松・勝部・嵯峨編『はじめて学ぶ経営学』ミネルヴァ書房, 2007年